

令和5年度第1回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和5年6月28日(水) 18:30～

▽場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 議会運営委員会室

▽出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、池田委員、石渡委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、田中委員、丹羽委員、能登委員、平本委員、松田委員、宮崎委員、森委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

川松委員、中板委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、河島児童相談所長、工藤児童相談所副所長

▽資 料

資料1-① 臨時の部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討)の検討結果について

資料1-② 世田谷区児童福祉審議会臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)最終報告書

資料2-① 令和4年度における各部会の開催状況について(里親部会)

資料2-② 令和4年度における各部会の開催状況について(措置部会)

資料2-③ 令和4年度における各部会の開催状況について

(児童虐待死亡事例等検証部会)

資料2-④ 令和4年度における各部会の開催状況について(保育部会)

資料3 令和4年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)について

資料4 児童相談所第三者評価の受審結果について

資料5 世田谷区児童養護施設退所者等支援事業(せたがや若者フェアスタート事業)について

▽議事

嶋津課長

それでは、ただいまから令和5年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、夜間の開催の会議にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、私、子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議事録作成のために録音、速記者による記録をさせていただいておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

今回、会場とZoomと両方使用しての会議となりますので、このあたりにつきましても御協力いただければと思います。Zoomで御参加いただく委員は、天野委員、池田委員（※Zoom参加から会場参加に変更）、木田委員、小枝委員、小橋委員、田中委員、宮崎委員、山本委員でございます。今、池田委員と田中委員、あと会場の能登委員が少し遅れているようでございます。川松委員と中板委員から、本日は所用のために欠席という御連絡を事前にいただいております。会場参加の委員の皆様におかれましては、あちらのスクリーンを御確認いただければと思います。

なお、里親部会の部会長の林委員が任期途中で退任ということになりまして、部会長の変更がありましたので、また令和5年度第1回ということもございますので、こちらで改めて里親部会長はじめ全ての部会長を御紹介させていただきたいと思っております。

[部会長・新部会委員・行政側職員を紹介]

嶋津課長

続きまして、本日の会議の開催に当たりまして、子ども・若者部長松本より一言御挨拶申し上げます。

松本部長

皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中、また夜間の会議にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。

改めまして、この4月から子ども・若者部長に着任いたしました松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度までの区の体制は子ども・若者部と保育部と2つに分かれておりましたけれども、この4月の組織改正にて、その2つの部が統合されて、子ども・若者部ということで1つになりました。あらかじめ御紹介させていただきます。

それから、本日は、令和5年度児童福祉審議会第1回目の開催となります。今期の2年目となり、昨年度から引き続いての委員の皆様、そし

て今年度より新たにお引き受けいただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、昨年度設置されました臨時部会、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会からの報告のほか各部会より昨年度の開催状況を御報告いただくことを予定しております。また、子どもの権利擁護機関としての児童相談所が機能しているところや改善すべきところを確認し、児童相談所業務の質の確保及び向上を図ることを目的とし、昨年度実施いたしました第三者評価の受審結果も報告をいたします。そして、令和3年度、4年度に、さらに発展に向けて検討を進めてまいりました世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）について、令和5年度の新たな拡充の取組についても御報告をいたします。

委員の皆様より、専門的な知見から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

嶋津課長

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認させていただきます。

まず、次第でございます。その後、今お話しありましたけれども、委員名簿と行政側の名簿、その後、資料が続きますが、資料1は①と②がございます。資料2につきましては①から④までございます。資料2－③には別添がついております。続きまして、資料3、それと資料3の別添がございます。その後、資料4、資料4別添、資料5ということで、資料がちょっと多くなっておりますけれども、以上のような資料となっております。もし不足している場合がございますら、挙手をお願いいたします。後で職員が御持参します。

それでは、この後の議事につきましては、松原委員長よりお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

松原委員長

よろしくお願ひいたします。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、次第に沿ひまして議論を進めてまいりたいと思ひます。

今日は報告案件が5件用意されております。初めに、(1)臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討）の検討結果について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、臨時の部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討）の検討結果につきまして、私から御説明させていただきます。

お手元の資料1－①を御覧ください。

初めに、1、主旨でございます。おさらいではございますが、この臨時部会は、令和4年8月の本委員会において設置を御了承いただきまして、検討を進めてまいりました。令和5年1月には中間報告を取りまとめ、前回の本委員会で報告をさせていただいたところでございます。中間報告以降、さらに臨時部会を開催いたしまして、検討結果を取りまとめ、本日最終報告書を報告するものでございます。

2、検討体制及び中間報告以降の開催経過でございます。(1)検討体制は御覧のとおりでございます。(2)検討経過でございますが、中間報告以降、計4回臨時部会を開催しております。

3、最終報告書についてでございます。最終報告書の内容を簡単に御説明させていただきますので、資料の1-②を御覧ください。表紙の真ん中のところに、「中間報告書からの更新箇所は下線で表記」ということで記載しております。

それでは、3ページを御覧ください。ページの下半分に令和6年4月から施行される改正児童福祉法に関する厚生労働省の資料を記載しております。この資料を用いまして、臨時部会の検討テーマを改めて御説明いたします。

1つ目として、子どもの権利擁護に係る環境整備でございます。こちらは主に児童相談所の措置等に対する不満、不服がある場合について、児童福祉審議会等による調査審議、意見具申等の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することでございます。世田谷区の場合、子どもの権利擁護機関としてせたホッとがございまして、このことも踏まえまして、在り方を検討していただきました。そのほかにも、区の子どもの権利擁護システム全体的な在り方の検討がなされました。

2つ目として、児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等に関することでございます。都道府県知事または児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととされております。

3つ目として、意見表明等支援事業に関することでございます。子どもの意見表明等を支援するための事業を法の中に位置づけられ、都道府県はその体制整備に努めることとされております。

少し飛びまして、7ページを御覧ください。こちらからは区の現状を記載しておりますが、中間報告からの変更点はございません。

恐れ入ります。12ページまでお進みください。こちらからが検討結果の内容ということになってまいります。

4、今後の方向性についてでございます。

【今後の方向性 ～概要～】とある枠の中でございますけれども、先ほど申し上げました法改正の3つのテーマに係る検討結果について、要点を絞った形で記載させていただいております。これに沿って御報告させていただきます。

まず、1、子どもの権利擁護の環境整備に関することでございます。

1つ目の◎措置部会を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築でございます。こちらは中間報告と同様の内容ではございますが、先ほど申し上げた児童相談所の措置等に対する不満や不服への対応は、原則、措置部会を活用して権利擁護を図ることといたします。そのために、現在、措置部会で諮問事項とはなっていない一時保護の決定や解除時、また、措置等の経過の中で、措置の決定後に子どもの意向が児童相談所の方針と一致しなくなったような場合にも措置部会から意見を聞くこと、また、子ども本人が直接措置部会に申立てを行える仕組みを構築することとしております。そのほかに、区にはせたホッとがありますので、措置部会やせたホッとが存在や役割などの説明等、子どもの権利擁護機関に係る普及啓発に取り組むことといたします。

2つ目の◎児童相談所職員等の意見表明等支援に関する理解促進に係る取組みの実施についてです。児童相談所が関わる子どもの権利擁護システム全体が十分に機能するため、行政サービスとして、子どもを支援する専門性を有する職員によるアドボカシー、いわゆる制度的アドボカシーの役割を担う児童相談所職員や里親、児童養護施設職員等が、その重要性を理解することが重要となります。そのため、これらの職員等に子どもの意見表明に特化した研修や説明会を実施するなど、子どもの意見表明等支援に関する理解の促進に向けた取組を行うことといたします。

2、児童相談所による意見聴取等措置に関することについてでございます。

こちらは、現状改正児童福祉法で定められている意見聴取を行うタイミングについて、現在も児童相談所は意見聴取を行っておりますので、今後、国の指針等で示される内容に基づき適切に対応することとしております。2つ目の○ですが、意見表明等支援事業の検討の中で、意見表明等支援員の活動の前提として、児童相談所の意見聴取等措置があるといった他御意見がございました。そのため、児童相談所

が意見聴取等措置を行う際には、意見表明等支援事業についても、子どもへ丁寧に説明し、13ページに参りますが、意見表明の機会を実質的に確保するよう取り組むこととしております。

3、意見表明等支援事業に関することでございます。

意見表明等支援事業は、令和6年度から実施するものとして、区はこの報告内容を踏まえ、さらなる検討準備を進めていくこと、また、臨時部会で意見表明等支援事業の大枠が示されましたので、その内容を十分に考慮して事業を組み立てることといたします。ただし、事業展開に当たりましては、区内施設や区内里親等関係機関の理解と協力が必要であること、また、他自治体との調整、意見表明等支援員の担い手の育成といった課題についても指摘をいただいております。そのため、事業の段階的な実施や活動を開始するまでに必要な準備期間を設定しながら、事業者等と詳細な内容を調整することなども含めて検討し、事業展開に係る課題一つ一つに丁寧に対応しながら取り組むこととされました。

以上が臨時部会で示された主な今後の方向性でございます。

以降には詳細版を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

恐れ入ります。25ページを御覧ください。最後に、先ほど少し触れましたが、臨時部会で取りまとめた意見表明等支援事業の大枠について、簡単に御説明いたします。

初めに、(2)対象者についてでございます。こちらは、施設入所中、里親養育委託中、児童福祉司指導中の子どもなど、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども全てを対象としております。

(3)実施方法でございますが、事業は外部委託で実施いたします。

(4)委託事業者の体制でございます。委託事業者が事務局機能を整備し、意見表明等支援員の確保、養成、区との連絡調整を担います。また、意見表明等支援員は原則複数名でのチーム体制で活動できるよう、配置体制を整備するとともに、スーパーバイザー機能を整備することとしております。

(5)意見表明等支援員の担い手でございます。意見表明等支援員の担い手に弁護士、社会福祉士といった基礎資格は不要とすると思いますが、委託事業者は、意見表明等支援員が必要な専門性を確保できるよう、研修の実施やスーパーバイズ機能を活用しながら人材育成を行うことといたします。

(6)意見表明等支援員の役割でございます。26ページです。意見表明等支援員の役割として6つの事項を示しております。

初めに、①子どもとの信頼関係の構築でございます。子どもが意見表明等支援員の役割を理解し、意見を言いやすくなるよう信頼関係を構築するものいたします。

次に、②子どもへの権利の啓発でございます。意見表明等支援員は、子どもが自らの思いを表現するために、思いをいつでも自由に伝えてよい権利が子ども自身にあることを知ることをしっかり啓発してまいります。

次に、③子どもの意見の傾聴でございます。意見表明等支援員は、子どもが安心して自分のペースで本音を話せるようにじっくり傾聴し、子どもから表出される意見を丁寧に確認しながら、子どもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるように傾聴するものいたします。

次に、④子どもの意見形成支援でございます。意見表明等支援員は、子どもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり、言葉にしたりできるよう一緒に考えます。

次に、⑤子どもの意見表明支援でございます。意見表明等支援員は、子どもが意見を表明するための必要な支援を行うものいたします。

最後に、⑥子どもの意見の代弁でございます。意見表明等支援員は、子ども自身が意見表明を行えない場合や、子ども自身が希望する場合には、子どもに代わり意見を表明することといたします。

27ページを御覧ください。(7)活動内容でございます。

初めに、①措置等の決定の場面における子どもの意見・意向聴取でございます。一時保護や施設入所等の決定や解除時など、児童相談所から意見聴取等措置を行うタイミングで、原則、児童相談所とは別に意見表明等支援員が子どもの意見・意向を確認することといたします。

次に、②自立支援計画策定の場面における子どもの意見・意向聴取でございます。施設や児童相談所が作成する自立支援計画策定時にも、同様に意見表明等支援員による意見・意向確認を行います。

次に、③日常生活の場面での活動でございます。

初めに、ア、区一時保護所における生活の場面の活動として、1つ目のポチ、意見表明等支援員は、最低でも月に2回の訪問、あるいは子どもや関係者からの要請に基づき活動することといたします。ま

た、2つ目のポチですが、子どもとコミュニケーションを図りながら、日常生活における子どもの悩みや不安、児童相談所の援助内容、今後の見通しなどについて、子ども自らの意見、28ページです、または意向を表明できるよう支援を行うことといたします。

イ、施設・里親家庭における生活の場面でございますが、こちらも頻度は今後の調整でございますけれども、一時保護所と同様で、定期的な訪問または要請に基づく活動を行うことといたします。

ウ、在宅指導ケースにおける生活の場面については、原則、子どもや関係者からの要請に基づき活動するものといたします。

最後に、④措置部会、せたホッとへの申立て・相談の場面における活動といたしまして、児童相談所の援助方針に不服がある場合の措置部会への申立てやせたホッとへの相談について、子ども自身が行うことを支援するほか、子どもからの希望があれば子どもに代わって行うものといたします。

29ページを御覧ください。(11)事業の評価検証についてでございます。意見表明等支援事業の実施主体である区は、定期的に事業の評価検証を行い、事業の質の確保及び向上に向けて取り組むものといたします。

簡単ではありますが、以上が臨時部会で取りまとめた意見表明等支援事業の大枠でございます。

32ページ以降の内容は、この間の臨時部会での主な意見やヒアリング実施概要などを記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきました。これについての御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。オンライン参加の委員の方々も、どうぞ御遠慮なく挙手をお願いします。

では、この部会のリーダーシップを取っていただいた部会長から少し補足なりコメントなりをいただきたいと思います。

部会長

今回のこの取りまとめに関しましては、事務局に大変お世話になりました、ありがとうございます。様々な意見が出る中で、それを丁寧に拾っていただいて、こうしたものにまとめていただいたということは、今後この制度が実際に動いていく中でとても大きな力になると思っています。

特に世田谷区特有の問題として、せたホッとという機関がありまし

て、このせたホッと子ども意見聴取の仕組みをどう組み合わせるのか。それぞれの特徴を生かしながら、子どもにとっての最善の利益が実現するようにするということが検討の大きなテーマになりました。そのあたりについても、きちんと整理ができたんじゃないかと思います。

今後、意見表明等支援員の確保であったり、その運用であったりと、実施までに様々な課題があると思いますけれども、また事務局のほうで御尽力いただいて、いい制度としてスタートできるように委員一同願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松原委員長
委員

口火を切っていただきました。いかがですか。

私も臨時部会に関わらせていただいて、今、部会長からいろいろ御説明いただいたことに同感です。私は特に児童養護施設を退所された御本人ですとか、一時保護所の第三者委員をやっている委員とか、関係の方たちに丁寧なヒアリングをしていただいたことがすごくまた大きかったと思っています。だからこそ、せたホッとや第三者委員との役割分担もかなり整理されたと思います。

ただ、これからどう意見表明等支援員を養成するとか、実際に動いていくのがまた大変かと思っています。事務局の皆さんには今後ともよろしくお願いいたしますという感じです。

委員

ヒアリングをしていただき、ありがとうございます。この取りまとめは大変素晴らしいと思います。大分御苦勞なさってまとめたという経緯が端々に見受けられます。あとは、部会長がおっしゃったようにこれをどう運用していくかなんですけれども、そのときに、もう一度当事者の声を聞きながら今後も進めていただけたらと。やはり子どもの声、子どもがどのように意見表明等支援員を捉えるかということを細かく見ていただきながら、進めていただければいいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松原委員長
委員

貴重な御意見だと思います。

大変重要な取組で、区児相の中でも先駆けて世田谷区さんは走っておられると思うので、本当にお疲れさまです。

1点、具体的に動かすときのイメージで、細かいところになるかもしれないんですが、16ページに、子どもの意見といっても、措置に関わる事項、生活上の不安に関わる事項、様々だと思うんですが、その切り分けというか、それぞれの内容によって、部会事務局ですとか、施設ですとか、里親さんでというふうに、受皿というか調整機関が異なるという御説明だと思うんですが、その一番初めのところで調整する事務局というのは、区でやるのか。どういうイメージで考えておられるのでしょうか。

かというのを教えていただければと思いました。

事務局

ありがとうございます。

先ほど説明を飛ばしたかもしれませんが、26ページの一番下の⑥子どもの意見を代弁の「また」書き以降ところでフィードバックのことも書いてありますけれども、フィードバック自体は対応機関のほうで原則行うことになるわけですけれども、これらの対応に係る調整、こういった機関に子どもの意見を伝えるかということを含めて、また、子どもがどういう形で意見を伝えるかということもあるかもしれませんが、こういった調整についても意見表明等支援員が子どもの意向を踏まえながら、対応機関と連携しながら、実施するというような考え方でおります。

委員

私の質問の仕方が悪くて、ごめんなさい。もう一度申し上げると、この16ページのところにある、要するに入り口のところの切り分けはどなたがやるんですかという質問だったんですが、すみません。

事務局

この図は、子どもの意見に対する一般的な考え方を示したものであることなのだろうと思っておりますけれども、もし意見表明等支援員がそれを受け取った場合には、その切り分けも恐らく意見表明等支援員が実施するということになると思います。ただ、もちろん児童相談所の職員ですとか、あるいは施設、里親さん、またせたホッとへの手紙ですとかそういうようなものもあろうかと思っております。そういったものを受け取った関係機関において、この考え方の中で、お互いに相談しながらみたいな形になるかもしれませんが、切り分けていくというようなことで考えております。

そういうことでよろしかったでしょうか。回答になってますか。

委員

はい。すみません。これからのところだと思っていて、だから、その施設で聞いたことが被措置に関わることだと、またそこから①に移行することは有り得てというようなことということなんですか。今伺うと、結局、意見表明等支援員が聞いたことで、内容として、それは生活上の不満ではなくて措置部会にかけたほうがいいと思うことは、それを子どもと一緒に届出・通告してというような。①から③は、そのものに応じて行ったり来たりというか、流動的というイメージなのでしょうか。

事務局

はい、おっしゃるとおりかと思っております。特に被措置児童虐待に関することについては、受けたところが通告の義務ということになるかと思っておりますので、一義的にその子どもの意見を聴いたところが措置部会の事務局である児童相談支援課のほうに通告していただくということになるかと思っております。

委員
松原委員長

すみません。細かいところをありがとうございました。

大切な部分ですね。ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、残りの報告の関連もございまして、本件につきましては以上といたします。

続きまして、2、令和4年度における各部会の開催状況報告についてに進みます。まず、各部長より順番に御報告いただいて、御意見、御質問については全体の報告が終わった後、まとめて伺うということで、よろしくお願いいたします。

では、里親部会、部長が替わっておりますが、今年度からの部長にお願いしたいと思います。

部長

冒頭、事務局より紹介に預かりましたが、昨年度まで里親部会の部長を務めていらっしゃいました委員の退任に伴い、後任として拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度、今まで自由に意見だけ述べていた立場から、前任の部長が適切に取りまとめでいただきました内容につきまして、私から御報告させていただきます。

本里親部会は、児童福祉法に基づき、世田谷区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会でございます。昨年度1年間の部会の審議内容につきましては、資料がありますので、資料2-①を御覧ください。簡単に数字しか提示されていませんので、それぞれにつきまして詳細に御報告させていただきます。

1の開催回数につきましては、本部会は年3回開催することになっており、昨年度は7月27日水曜日、11月24日木曜日、3月15日水曜日、いずれも午後3時から5時まで開催いたしました。

次に、2の審議件数につきましては、昨年度に諮問を受けた件数は20件になります。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が13件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が6件、虐待等の専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する専門里親が1件、それから親族里親については0件でございます。審議した20件全てにおきまして、里親として認定が的確であるとの審議結果となっております。

審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員、また、同行した児童相談所長にもその際の実情を確認するなどして、慎重に審議を行った結果でございます。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などの委員で構成されており、それぞれの専門的知識と立場から、その家庭の養育環

境の現状から将来に渡るまで見据え、何より要望されている学齢の子ども自身が委託されるに当たっての留意点についても多様な意見をいただき、このような審議結果となっております。

今後、世田谷区は里親制度のさらなる拡充を目指す方針であります。子どもたちにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和5年度第1回里親部会についてですが、今年度の第1回里親部会は7月12日水曜日に開催を予定しており、現時点での審議予定件数は2件となっております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会より御説明をお願いいたします。

部会長

それでは、令和4年度における措置部会の開催状況につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料2-②を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数につきまして、審議、報告案件がない場合には流会となりますが、これを除き、原則として毎月開催することしております。令和4年度は、資料に記載のように10回開催しております。

審議及び報告件数につきましても、資料に記載のとおりですけれども、令和4年度は新規10件、報告4件を受けております。事例の種別及び内容につきまして、件数の下に記載しております。なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申をいたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面にお移りください。措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることができるとされております。令和4年度は、区へ1件被措置児童等虐待通告がございました。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、虐待非該当として区の調査等、対応を認めております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長 ありがとうございます。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会より、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日、部会長及び職務代理の委員が欠席でございますので、代わりに事務局から報告させていただきます。

資料2-③を御覧ください。

前回の本委員会から部会は開催されておりませんので内容が重複となりますが、令和4年度は、本部会は令和4年11月2日に対面開催にて1回開催いたしました。

主な議事につきましては、令和3年度の事例収集の結果、別添、児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づく年度初回の部会で選定する事例が1件あったため、検証の実施の要否について審議を行いました。審議結果としましては、現時点では本部会においては検証は実施せず、他の協定に基づく振り返り、関係機関が保有する情報の入手状況等を踏まえ、最終的な判断をすることとしております。必要な調整につき次第、部会を開催する予定でございます。

なお、令和4年度につきましては即時検証に該当する事例がございませんでした。

簡単でございますが、御報告は以上でございます。

松原委員長 ありがとうございます。

それでは、保育部会長、よろしく願いいたします。

部会長 保育部会について御報告させていただきます。資料2-④になります。

保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。

審議の内容は、保育施設の整備着手前にその計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議では、認可基準への適合状況の確認だけでなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営への引継ぎ後も、改善に向け取り組んでいただければ幸いです。

令和4年度の審議結果でございますが、令和5年3月22日に開催し、認可2件について審議し、適当との審議結果としております。そちらが

資料2-④の1にございます2園でございます。

また、令和4年度の保育部会より、保育の質の確保に向けた保育施設における重大事故の検証、運営状況等の調査及び検証の取組を実施しているところでございます。資料にございますとおり、区からの重大事故及び不適切保育の報告を受けまして、保育の質の向上に向けた取組について議論し、区内保育施設への支援や人材育成等への意見を申し上げているところでございます。大変厳しい状況の中、様々な意見、また人材育成、そして事故、不適切保育の防止の観点から、広く意見を申し上げているところでございます。

令和5年度、区は新たな組織体制として副参事2名を配置し、保育サポート訪問を進めると報告を受けております。今後は、こうした区の支援について注視していくとともに、保育の質ガイドラインにも掲げる子どもを中心とした保育が実現できますよう、保育部会として審議を行ってまいります。

資料2-④について、不適切保育、そして重大事故等について一つ一つ検証しながら、こういった再発を防止するという観点は大変重要だと考えております。

保育部会からの御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

保育部会の報告が終わりましたので、合わせて4つの部会、全体をまとめましてどの部会でも結構ですし、共通したことがあれば共通した御指摘でも結構です。御意見を伺いたいと思います。御質問もあれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

最後の保育部会のほうで、令和4年度に不適切保育の件数がちょっと増えているように見えるんですが、これは何か原因とかがあるものなのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

部会長

ありがとうございます。こういった不適切保育、現場の様々な案件に関して、各現場から報告、それを確認といった保育課の体制として整えてきて、令和4年度においては、そういった早急に対応する、また、その報告を義務づけるということを徹底したことによって増えた面もあるとは思いますが。しかし、やはり、昨今様々な保育をめぐる状況、保育士の労働環境や保育士不足などのいろいろな要件が絡んでいるということで、この原因が、これです、あれですとはっきりと1つとして言い切れるものではありません。しかし、こういった増えていることに関して、我々もその原因や背景を見直しつつ検証しているところでございま

す。各現場からのそういった連絡、フロー表などを提示しながら早急に報告する。また、それについての検証、訪問を行うといったことが、当然ですけれども行われているということがあると思います。

委員 どうもありがとうございました。保護者さんの見る目が少し厳しくなったなんていうこともございますか。

事務局 では、事務局から少し説明をさせていただければと思います。

昨年、静岡県裾野市での保育園での虐待事件だとかが大きく報道されたことによって、国もガイドラインを定めるという流れになりました。世田谷区内でも報道される件がありましたことと併せて、こちらの通報だとかの件数も外部からの通報が多かったということもありますので、御指摘のとおり、周囲の方々の保育を見る目が大変厳しくなっているとうかがえるような状況があったということは、ちょっと補足させていただければと思います。

委員 今のお話の表についての数字的なところなんですけれども、認可外保育施設が4園で3件ということで、園の数で複数であればその園で何回かあったのかなということなんですけれども、4園で3件というのはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

事務局 少々お待ちください。

部会長 すみません、これはちょっと確認をお願いしたいところですが、ごめんなさい。

事務局 ちょっと事務局のほうで確認しお答えしたいと思うのですけれども……。

松原委員長 ちょっと先に進めていますので、その間に調べて、この会議中にもし分かれば御報告をお願いしたいと思います。

事務局 はい。すみません。ちょっと調べて後ほど、そのようにさせていただきます。

松原委員長 よろしいでしょうか。

ほかになければ次に移りたいと思いますが、どうぞ。

委員 里親部会の審議なんですけれども、20件となっているんですけれども、これは今すごく里親が不足していて社会資源がない中で、子どもたちが行き場を失っているというのがあるんですけれども、この数字は増えているのか、もっと増やすべきなのか、そして、増えていくと、この審議回数もそれと同時に増えていくものなのかどうかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局 ありがとうございます。数としては、この諮問の件数の20件ですが、3年度も20件、2年度は14件というような状況でございました。お話

しのとおり、区の児相開設以後、登録数がかなり増えて、今、養子縁組里親も含めていくと104件というような数字になっています。ただ、委託率というものを社会的養育推進計画の中で目標に掲げているんですけども、こちらは二十五、六%ぐらいですか、全国平均より少し上ぐらいの数字でございます。ということで、区としては、社会的養育推進計画の目標としても、登録里親数についてはもっと増やしていくという計画になっておりますので、増やしていきたいと思っております。

ただその一方で、単純に数を増やすだけでなく、実質的にその委託に結びつけるためには、里親さんの養育能力の向上ですとか周りのサポートの充実ですとか、そういったものも並行して進めていく必要があるかと思っております。ただ、登録数も、普及啓発をいろいろと今年度も取り組んでいく予定でございますので、やっていきたいと思っております。

審議回数については、今のところこの年3回ということで考えておりました。先ほど部会長からも御報告いただいたとおり、次回の審議件数は、2件とちょっと少ないんですけども、ただ、申請は結構コンスタントに来ているというふうになっていますので、今後の状況を見ながら、取りあえず年3回の形でやっていきつつ、必要があればまた御相談しながら考えていきたいと思っております。

松原委員長

新しくフォスタリング機関も活動を始めているので、その成果が出てくるのももうちょっとかかるかもしれないですけども、期待をしております。

委員

ありがとうございました。

事務局

確認にお時間いただきまして、すみませんでした。

この件数の違いを御説明しようとしてしまうと、特徴のある園の特性がちょっと分かってしまうので、この辺については記載のとおりで変わらないんですが、そういった事情があるということでお含みおきいただければと思います。

委員

分かりました。失礼しました。

松原委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、次に(3)令和4年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より、資料3、令和4年度世田谷区児童相談所運営状況について御報告をさせていただきます。

区は、令和2年4月に児童相談所を開設しておりまして、本日は令和4年度の運営状況について、速報版として御報告をさせていただきます。なお、この数値につきましては、精査中のため変更が生じる場合が

ございますので、数値が確定次第、8月頃をめどに改めて確定版を配付する予定としております。

かがみ文2、児童相談所の運営状況等でございます。主な報告事項につきましては、参考としてかがみ文の枠の中に抜粋して記載をしておりますが、本日はダブルクリップで留めております別紙として、冊子となっております報告書から、補足を交えまして主な事項の御報告をさせていただきます。別紙のほうを御覧いただければと思います。

表紙の次に目次となっております、もう1枚おめくりいただきますと1ページとなっております。

1ページから11ページまでに、児童相談所の概況、沿革、児童相談所関連や児童相談所の所内の組織、令和5年度の職員配置状況等を記載しております。

飛びまして12ページになりますが、12ページから第2としまして運営状況のあらましを記載しております。

1の相談の受理状況等です。令和4年度の児童相談所における相談件数は2356件で、令和3年度から123件増加しております。相談経路としましては、警察等からの相談が855件と最も多く、次いで家族・親族、近隣・知人となっております。また、こちらの説明書きの最後のほうに二重括弧でお示ししておりますけれども、以降の数値の詳細については、この二重括弧の記載のある部分につきましては、66ページ以降の第3、統計資料等にも記載がございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、15ページになります。2、児童虐待相談の受理状況等になります。

先ほど御報告しましたとおり、相談件数は2356件でしたが、そのうち児童虐待相談として受理した件数は1771件でした。次のページには、受理した児童虐待相談の種類別の受理状況を記載しております。種類別では心理的虐待が最も多く、7割強を占めております。これは、面前DV等の警察や近隣からの通告が多いため、それに比例して心理的虐待の件数が増えている状況でございます。

おめくりいただきまして、18ページ、3、児童虐待相談の対応状況等です。

令和4年度の虐待相談対応件数は、児童相談所が1683件、子ども家庭支援センターが1820件で、合計で3503件となっております。この対応件数とは、受理された通告に基づきまして、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケー

ス件数となっております。国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較、検証などに用いられております。

おめくりいただきまして、20ページから22ページまでは、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績を記載しております。区が児童相談所を設置したことを契機に、子ども家庭支援センターと児童相談所、それぞれの機関の職員がチームとなり、顔の見える職員体制とし、虐待の通告窓口を一本化、共通のアセスメントシートを活用することで、リスクアセスメントを共有し、合同で定期的に会議や研修を実施するなど、連携の強化を図っております。

児童相談所と子ども家庭支援センターの区分けについては、21ページの下の方のとおりとなっておりますが、主に泣き声通告などの子育て支援を中心に行うケースは子ども家庭支援センターが、一時保護が必要な状況が予想される場合、頻回に通告があるなど、より専門性を持った支援が必要な場合は児童相談所が担当するという役割分担により、効果的な支援につなげております。

続いて、23ページから32ページまでにつきましては、児童福祉司、児童心理士、保健師、医師、弁護士の活動状況を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

ちょっと飛びまして、33ページです。区の一時保護の状況を記載しております。区の児童の一時保護の人数は155人となっており、令和3年度より32人増加をしております。そのうち129人が区の一時保護所で保護を行っており、その他の26人は区外の乳児院ですとか里親などで保護を行っております。なお、区の児童の一時保護の理由は虐待が最も多く、98人となっております。

続いておめくりいただき、35ページ、5、社会的養護の状況です。

令和5年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置、養育委託をされている区の児童数は126人となっております。

おめくりいただき、36ページには、里親等の状況を記載しております。こちらの下の方の②に、先ほどお話がございましたが、区では里親支援に関する業務、フォスターリング業務を東京育成園に委託し、実施をしております。令和5年度からは、さらに包括的に委託し、里親支援のさらなる充実を図ることとしております。お隣の37ページでイメージ図を記載しておりますが、令和4年度までが上の図、令和5年度からは下の図のように、児童相談所とフォスターリング機関が子どもと里親家庭のマッチングや里親支援を共同して実施してまいります。

少し飛びまして、42ページをお開きください。里親等委託率について

記載をしております。こちら先ほど御説明で触れさせていただいておりますけれども、令和5年3月31日現在、25人の児童が里親家庭、ファミリーホームに委託をされており、区における里親等委託率は26.9%となっております。令和4年度末には23.8%でしたので、約3%の増加となっております。

続きまして、おめくりいただいて、46ページからは、児童養護施設退所者等支援の概要、49ページには、18歳到達児童への支援状況を記載しております。

続いて、50ページをお開きいただけますでしょうか。50ページからは、9、子どもの権利擁護の項目になってございます。

(1)としまして、児童相談所の第三者評価の実施について掲載させていただいておりますが、こちらは次に御報告をさせていただくことになっておりますので、御説明は割愛させていただきます。

また、52ページには令和2年度に実施しました一時保護所の外部評価を踏まえた取組、第三者委員の取組などを記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、57ページ以降につきましては、児童相談所での人材育成の体制や研修内容について記載しております。専門性の向上のために、児童相談所内の研修、外部での研修の受講などにより、職員の育成を図っているところでございます。

長くなりましたが、御報告は以上になります。

ありがとうございました。

それでは、この御報告につきまして、御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本件については以上にしたいと思います。

続きまして、(4)児童相談第三者評価の受審結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

それでは、児童相談所第三者評価の受審結果について御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

1、主旨でございます。児童福祉法では、児童相談所設置自治体は児童相談所の業務の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずることにより当該業務の質の向上に努めなければならないとされております。これを踏まえまして、区では、令和4年度に児童相談所第三者評価を受審いたしましたので、その結果を報告するものでございます。

2、第三者評価の概要でございます。

松原委員長

事務局

(1)実施方法でございますが、一般社団法人日本児童相談業務評価機関（J-O s c h i s）への委託で実施をいたしました。

(2)評価方法でございますが、国のガイドラインに基づき、①各所アンケート、具体的には児童相談所職員による自己評価アンケート、児童相談所から措置を受けた小学校4年生以上の子どもアンケート、児童相談所から措置を受けた子どもがいる施設、里親及び子ども家庭支援センターによる大人のアンケートを実施いたしました。また、事業概要、研修計画など、事前準備資料を提出し、その上で、令和4年11月15日と16日の2日間にわたり評価員が児童相談所に来所して行う③の現地調査を実施し、実際の援助方針会議の傍聴ですとか、職層別の職員ヒアリングなどを行っております。

2ページ目を御覧ください。

(3)評価項目の構成についてでございます。評価項目は第I部から第VII部まで、子どもの権利擁護と最善の利益の優先や、児童相談所の組織、虐待相談対応と進行管理、社会的養育の推進など、記載の内容に係る65項目について評価を受けました。

(4)評価基準でございますが、評価はSからCの4段階で評価を受けております。

3ページ目を御覧ください。

3、受審結果でございますが、全65項目中、優れた取組とされるSが4項目、適切に実施とされるAが58項目、やや適切さに欠けるBが3項目と評価されました。なお、適切ではないC評価はございませんでした。

(1)特に評価された点でございます。

①総評において評価された点といたしまして、基礎自治体が設置する児童相談所として、区全体の子ども家庭相談体制を検討した上での役割を意識した取組が行われているのが世田谷区児童相談所の特徴として、2つ目のポチ、新たに児童相談所をみんなでつくり上げようという熱意の下、試行錯誤を行いながら取り組んでいる様子がかがわれ、いい意味で先例に縛られない自分たちのやり方が構築されつつある。また、職員同士の風通しがよく、職員が一人で抱え込まずに周りに相談できる雰囲気がある。3つ目のポチ、個々の事例を丁寧に検討し、子どもや保護者の意向も共有され、子どもの権利や虐待被害を受けた子どもの特性などについても考慮された議論が行われている。また、子どもや保護者の困り感に寄り添い、保護者とも話し合いながら子どもの福祉と権利を保障しようとする姿勢が子ども家庭支援センターと共有された結果、施設や里親に措置される子ども自体が減少し、在宅事例の増加につながって

いるといったような点が評価をされております。

次に、各論である②各評価項目においてSとして特に評価された点を御紹介いたします。1つ目のポチが、緊急受理の体制が徹底されており、極めて迅速かつ適切に進められている。2つ目のポチ、子ども家庭支援センターと共通したアセスメントシートによる主担当の振り分けや受理後の調査状況の全体会での報告など、虐待対応がシステマティックに行われている。特に児童虐待予防に関して、子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護支援に至るまでの切れ目のない支援が地域内で完結している。3つ目のポチですが、児童福祉司が地区担当制のため、途中で交代することがなく、ケースに寄り添った支援が実現できており、臨機に対応することができている。

以上のような点が評価をされております。

4ページ目を御覧ください。一方で、(2)の課題とされた点でございます。

①総評において指摘された点といたしまして、児童相談所業務の経験者が少なく、初めて児童相談所に勤務する職員が多い。その結果として、係長や課長にかかる負担が大きくなっている。2つ目のポチ、子ども家庭支援センターの側から見ると、児童相談所に主導的に関与してもらいたい案件について、なかなか対応してくれないという不安を感じることもある様子うかがえる。ほかの児童相談所に比べ、子ども家庭支援センターとの情報共有がかなりよくできていることからすると、さらに一歩進んで事案の振り分けについて双方の考えのすり合わせがスムーズにいくよう、双方の協力体制の維持が重要である。

以上のような点が課題であるとされております。

また、②各評価項目においてBとして課題とされた点といたしまして、本来、児童福祉司が子どもに説明する子どもの権利ノートの説明を誰から受けたかというアンケートの項目で、施設職員や里親の割合が高かったことを踏まえまして、改めて社会的養護の下で暮らす子どもの意見表明の重要性について、認識を深める機会が設けられるとよい。2つ目のポチですが、援助方針の策定に当たり、毎回の援助方針会議で行われる一時保護所入所中の子どもについての状況確認や、定期的な在宅支援ケースの見直しなどのチェック機能はあるが、アセスメントや支援計画への反映が十分とは言えない部分が散見された。3つ目のポチです。社会的養護の受皿の拡充について、家庭からの分離が必要な子どもに対して、子どもの特性ではなく空いた施設にお願いせざるを得ない状況と

して、都区間での広域医療体制となっている事情などもあり、簡単ではないものの改善の必要がある。

以上のような点が課題として指摘されております。

以上の評価を受けまして、4、受審結果を踏まえた今後の取り組みについてでございます。

初めに、(1)児童相談所職員の更なる専門性向上及び業務効率化についてでございます。職員の経験不足やアセスメント力の向上に向けた対策として、引き続き計画的な人材育成研修を実施していくことなどに加えて、今後は、判断の質の向上及び判断に要する時間の短縮に資するためのAIを活用したリスクアセスメントの導入や、職員の業務負担を軽減するためのタブレット端末の導入などについて検討し、業務効率化に向けた取組を推進してまいります。

続きまして、(2)子ども家庭支援センターとの更なる連携についてでございます。子ども家庭支援センターと児童相談所との一体的な相談支援体制、情報共有などの仕組み自体は評価されているところでございますけれども、引き続き、既存の仕組みの中で相互理解を深めるとともに、今後は、交換研修などそれぞれの視点に基づいたケースワークを経験するなどの取組についても検討してまいります。

5ページ目を御覧ください。

(3)子どもの権利に対する認識の向上についてでございます。社会的養護の下で暮らす子どもに対し、措置入所等の際に子どもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うほか、施設訪問時に定期的に再周知を図ることを徹底してまいります。また、先ほど御報告した児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討の結果を踏まえまして、児童相談所職員一人一人が制度的アドボカシーとしての役割をさらに発揮できるよう取組を進めてまいります。

最後に、(4)社会的養護の受皿の拡充についてでございます。社会的養護の受皿の拡充に向けて、まずはフォスターリング業務の包括的な委託を通して里親登録の増加に向けて取り組むほか、ケアニーズの高い子どもについては、都外施設を含め、幅広く子どもの特性に対応できる施設を探しながら対応してまいります。また、施設が受け入れられるために必要な支援方策について都や他の児童相談所設置区とも連携して検討するなど、必要な取組を進めてまいります。

5、次回の受審予定についてでございます。国のガイドラインでは、評価の実施、改善の取組、改善した結果についての確認評価というプロセスが必要であるとされ、受審頻度は3年に1回のサイクルが望ましい

とされておりますので、次回は令和7年度を目途に受審することといたします。

6、今後のスケジュール（予定）は御覧のとおりでございます。

説明は以上です。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、この案件につきましても御質問、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

なかなか評価を受けるということもしんどい作業ではあるかと思うんですが。それだけ現場に貢献していただけるといいかなと思います。それでは、この件もよろしいでしょうかね。

次に、(5)世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、世田谷区児童養護施設退所者等支援事業について御説明をさせていただきます。資料5でございます。

本件につきましては、昨年1月の本委員会にて拡充内容について御報告させていただいたものですが、今年度から拡充した内容での運用が始まり、また、本日6月28日より相談支援事業が開始いたしましたので、この概要等について御報告させていただくものになります。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。児童養護施設退所者等支援事業、せたがや若者フェアスタート事業と呼んでおりますけれども、これは児童養護施設や里親等の元を巣立った若者の自立に向けて支援する事業として、区児童相談所開設より前の平成28年から、給付型奨学金、住宅支援、居場所支援の3本柱の事業で実施をしてまいりました。

3ページを御覧ください。給付型奨学金は、社会全体で支える仕組みとして基金を活用し実施しており、これまで、左側の棒グラフにございますけれども、累計で2億円を超える御寄附を区の内外から頂戴しております。

4ページを御覧ください。前回御報告したとおり、令和3年度から4年度にかけて、フェアスタート事業のさらなる拡充に向けた検討を行い、5ページに記載のとおり、新たな支援や対象者の拡大に取り組むことといたしました。

6ページを御覧ください。拡充内容につきまして、取組ごとに説明させていただきます。

まずは給付型奨学金でございます。この間、段階的に拡充をしてまいりましたが、令和5年度は、1つ目の黒丸のところですが、措置

延長中や自立援助ホーム入所中の場合も給付対象ということで拡充いたしました。2点目がその下の黒丸ですけれども、「退所等が義務教育終了以降で、18歳到達時点で児童相談所または子ども家庭支援センター等の支援を受けており、かつ親族からの経済的支援を受けることができない場合」につきましては、引き続き施設にいる場合に準じるということで、18歳前に退所した方も対象者といたしました。なお、今年度の給付型奨学金の実績といたしましては、現時点で24名、これまででの年度ごとの人数としては最大の人数になりましたけれども、24名の給付を決定しております。

また、新たに始める資格等取得支援は、進学者のみならず就職者も対象とし、自動車運転免許が上限30万円、その他の資格等については上限10万円で実費を給付いたします。

7ページにお進みください。住宅に関する支援でございます。借り上げの区営住宅でのシェアハウス方式の住宅支援は引き続き実施いたしまして、自立援助ホームや区外施設の出身者も対象とすることといたします。また、区外に居住する必要性のある対象者等への支援として、新たに家賃支援を実施しております。対象者等が自分で借りたアパート等の家賃に対し、月3万円を補助いたします。こちらの家賃支援の今年度実績といたしましては、現時点で6名に給付を決定しております。

8ページを御覧ください。身近な困り事の相談対応、関係機関へのつなぎ、退所者同士が相互交流し、必要な支援につながっていくよう居場所支援を併せた相談支援を新たに実施いたします。

最後のページでございます。相談支援の概要でございます。愛称をせたエールと命名いたしております。運営事業者が認定NPO法人ブリッジフォースマイルという団体に委託しております。こちらの団体は横浜市等で同事業を受託している実績のある団体でございます。場所につきましては、下北沢駅の徒歩1分でございます本多劇場が入っているマンションの1室を借りまして、先ほど申し上げましたとおり、本日から実施をしております。開所は週5日、そのうち居場所は週3日実施いたします。相談方法、対象者は記載のとおりでございます。今後、区内の様々な支援機関とも連携をしながら、退所者の社会的自立に向けたサポートを行ってまいります。

説明につきましては以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、このことにつきましても御質問、御意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 私は児相の措置部会に関わらせていただいている、本当に子どもたちが抱える困難というのは複雑で厳しいと実感しています。それは施設等を退所した後も厳しい状況が続いているので、8ページで新規に相談支援を設けてくださったのはとても大きな意味があると思います。具体的にこの相談の窓口は、居場所・地域交流支援の中でやってくれるということなのでしょうか。

そして、相談支援はこれで終わりというところがなかなかないと思うのですが、ニーズに応じてかなり後々まで利用できるのかどうか、そのあたりのところを教えてください。

事務局 はい。ありがとうございます。ちょっと説明が分かりにくかったかもしれないんですが、下北沢のマンションの1室を借りておりまして、そこを相談支援の拠点というようなことで設定しております。そこは週5日相談支援を受け付ける。基本的には、ここに書いてあるとおり、予約制で受け付けていくんですが、相談をやりますのでどうぞ相談してくださいといっても、なかなかやっばりつながりにくいというようなこともございますので、同じ場所で併せて居場所事業をやりつつ、相談のニーズも把握していきたいというふうな考え方でやっていきたいと考えております。年齢に関しましては、一応40歳というようなことで考えておりますけれども、そこは今後必要性に応じて柔軟に対応していくということも考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 お疲れ様です。本当に重要な取組だと思っております。

ケアリーバー支援は、国も重要課題として取り組まなければいけないものだと思うんですが、他方で寄附で2億円を超えているというのも世田谷区の特徴なのかなと思って伺いました。

この中で、基金で担っているところ、活用を想定している新規事業が大きいようで、補助金の活用が相談支援というところだけかなと思うんですが、補助金と基金のこの事業に対する割合はどの程度なのか、もし分かれば教えていただけますか。おおよそのイメージでいいんですが、補助金は足りないものなのか、どの程度を寄附で賄っているのかというのがサステナビリティ、事業継続との観点にも関わってくるかなと思って、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。基金を活用しているのは、基本的に直接その退所者の方に給付を行うものだけ使っておりますので、先ほど御説明した給付型奨学金と今度始めた資格等の取得支援、あと家賃支援3万円については基金を充当させていただくということで考えております。

住宅支援のうち、先ほど申し上げた区営住宅の借上げの分については、区のほうで公費を充てているということになります。

あと、今度始める相談支援につきましては、これも公費で実施するというので、国の補助金もそこにつくというようなことになりますけれども、そちらが年間で2300万円ぐらいというような、これがやっぱり一番大きい部分になってくるかと思います。

それに対して、給付型の奨学金が今回拡充して24名と、あと家賃支援の6名に決定しましたけれども、初めて給付が1000万円を超えたと。あと、区の借上げの住宅支援が800万円、そのぐらいの規模感でございます。

松原委員長

いろいろな事業をやってくださっているの、寄附も集まるのかなと思います。

委員

1点お伺いしたいことがございますので、教えていただければと思います。例えば児童養護施設や里親の委託中の子どもたちに対して、せたエールとの連携というふうに矢印が引っ張ってあるんですけども、どのような連携をしていくのかといったところをちょっと教えていただきたいと思っております。

というのは、里親家庭で育てている子どもや児童養護施設で育てている子どもたちにとって、施設や里親さんを出た後に新たな場所に信頼関係がない中で相談するというのは、比較的ハードルが高い子どもたちもいると思うんです。そういったときにやはり顔が見える関係性であるというところで、つながりを持っていくことができれば、措置期間中から連携を持っていくことができれば、何かあったときに相談できるような関係になると思うんです。

この連携というふうに矢印が引っ張ってあるところに関して、どのような連携をして、例えばそういった信頼関係の構築だとかにつながるものをしていく方向性であるのかということをお教えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおり、その点は検討の中でもいろいろ御意見を頂戴した部分です。ここの部分を具体的にどうしていくのかというところで、今想定しているのが、まずは入所期間中の自立に向けた自立準備セミナーですとか、あと、仕事の体験ですとか、そのようなセミナーを入所者向けに実施していく。これは東京都でもやっている取組ではありますが、この運営法人さんが実は東京都からも同様の事業を受託してしまっていて、実績もかなりあるというところでございます。ですので、そういったものへの参加を通して、人間関係をつくっていく

ということ。

あと、退所前に当たって、継続支援計画というようなものをつくっていただくことも業務の中に入っております。こちらで計画の作成に当たっては、入所児童自身との面談なども行いつつ、意向を聞いて作成していく。そういった中で、この事業の紹介もしていく。また、児童相談所の児福司にも協力をしていただいて、措置解除前にこの事業の紹介をしていただく等、そういった形でこの相談支援につながっていただけるような形でやっていきたいと思っております。

委員
事務局

ありがとうございます。

あと、すみません。当然、ケアリーバーの支援ということではフォスタリング機関も一端を担っていますので、このフォスタリング機関と今回の相談支援を担っていただく事業者ときっちりと連携して、もう既に顔合わせもし、いろいろ打合せし、役割分担なども今話合いをさせていただいているところです。そういったところとも関わりながら、適切な支援につなげていくというようなことで考えております。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、全体的な御質問、御意見も受け付けたということで判断させていただきたいと思えます。

本日の議事はこれで終了ということでよろしいですね。事務局にお返ししたいと思います。

事務局

委員長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆さん、貴重な御意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。

事務局から、最後、2点ほど事務連絡をさせていただきます。

事務連絡の1点目でございますけれども、本日の会議につきましても、議事録でございますけれども、整い次第、また皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自身の発言の部分を御確認いただきまして、お気づきの点がございましたら事務局まで御連絡いただきたいと思いますと思っております。その後、世田谷区のホームページで本日の資料と共に議事録を公開させていただきます。

あと、事務連絡2点目でございますけれども、本日の退出の際に正面玄関は閉まっておりますので、すみません、地下の時間外の通用口を御利用いただくということになります。エレベーターで地下1階まで下りて、右側に進んでいただければ出口に出られるということになります。

本日は、以上をもちまして令和5年度第1回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。